

# 捜査手続その1

## ——事件受理から勾留状の執行まで

東京高等検察庁検事・東京大学教授

唐木智規

KARAKI Tomonori

最高検察庁事務取扱検事・東京大学非常勤講師

煙山 明

KEMURIYAMA Akira

### Case

\*年を明示しない限り日付は全て令和4年とする。

1 初霜がおりた11月20日、桐山検事は、Y地方検察庁に登庁し、執務室で事件記録に目を通していました。すると間もなく、コンピを組む立会事務官が部屋に入ってきて、「検事、おはようございます。今日、新件の配点がありました。事後強盗で、警備員に怪我をさせた事件みたいです」と言って、紐で綴られた厚さ約3cmの送致記録を差し出しました。桐山検事はこれを受け取ると、直ぐに検討を開始しました。

2 記録の冒頭に綴られた送致書によれば、被疑者は○山×男(32歳・男性)、罪名・罰条は強盗致傷・刑法240条前段で、「犯罪事実」は以下のとおり記載されていました。

「被疑者は、氏名不詳者と共謀の上、令和4年11月18日午後7時20分頃、X県Y市河原町26番1号ホームセンターα河原町店において、同店店長M管理に係るポータブルカーナビゲーション1点(販売価格2万4800円)を窃取したところ、これを現認した同店警備員V(60歳)から同店南側駐車場まで追跡され地面に押さえつけられたことから、前記氏名不詳者と共謀の上、逮捕を免れるとともに前記カーナビゲーションを取り返されることを防ぐため、同日午後7時22分頃、同所において、被疑者がVの正面からその腰付近にしがみつki、前記氏名不詳者がVの背後から何らかの凶器をその首筋に押し当てて感電させるなどの暴行を加え、よって、同人に全治約2週間を要する頸部電撃傷の傷害を負わせたものである。」

3 桐山検事が送致記録を読み進めたところ、同記録に綴られていた主な証拠の概要は以下のとおりでした。

#### (1) 現行犯人逮捕手続書(証拠①)

11月18日午後7時22分に、ホームセンターα河原町店(以下「被害店舗」という)南側駐車

場において、同店店長Mが被疑者を窃盗の現行犯人として逮捕した旨、同日午後7時40分に、同店警備員室において、臨場したZ警察署の司法警察員巡査部長が被疑者を受け取った旨が記載されている。

なお、本書面の末尾には、司法警察員巡査部長名で「本職は、令和4年11月18日午後8時00分、被疑者をZ警察署司法警察員に引致した」との記載、続いて司法警察員警部名で「本職は、令和4年11月20日午前7時30分、被疑者を関係書類等とともにY地方検察庁検察官に送致する手続をした」との記載があり、さらに、本書面の欄外には、Y地方検察庁検察事務官名で「令和4年11月20日午前9時40分受領」と記載されている。

#### (2) 店長Mの警察官面前の供述録取書(証拠②)

「店内で業務をしていると、警備員Vから無線で『カーナビが万引きされました。犯人は正面入口から駐車場に出ました。』と連絡が入ったので、急いで店の正面出入口から駐車場に出た。すると、男2人が駐車場内を並ぶようにしてすごい勢いで走ってきて、その後ろから、地面にしゃがみ込んだVが、この男2人を指さしながら『万引き犯だ!捕まえて!』と叫んでいた。男のうち1人は、赤いパッケージに入った当店の商品のカーナビを抱えていた。私は、逃げる男2人を追いかけて、そのうちカーナビを抱えていた男が駐車場西側出入口付近で転んだため捕まえたが、もう1人の男には逃げられてしまった。私は、捕まえた男を店の警備員室に連れて行き、110番通報した。」

#### (3) 被害届(証拠③)

店長M名義で、ポータブルカーナビゲーション1点(販売価格2万4800円、以下「本件カーナビ」という)の窃盗被害を届け出る旨が記載されている。

(4) 任意提出書、領置調書、被害品確認答申書  
(証拠④)

Z警察署の警察官が店長Mから本件カーナビの任意提出を受けて領置したこと、店長Mが同カーナビは盗まれた商品に間違いのない旨確認したことが記載されている。

## (5) 実況見分調書(証拠⑤)

立会人である警備員Vの指示説明に基づき、被疑者が商品棚からカーナビを取って買物かごに入れた位置、これを現認したVの位置、被疑者が店外に出るまでの経路、同店南側駐車場でVが被疑者を押さえつけ、その後暴行を受けた位置などが、現場見取図上に示されている。

## (6) 捜査報告書(証拠⑥)

11月18日当日の被害店舗の防犯ビデオ画像が添付されており、被疑者と黒色のキャップを被った男が一緒に入店し、二手に分かれた後、被疑者が商品棚からカーナビを手にとって買物かごに入れ、休止中のレジの横を通り、サッカー台(注: 購入した商品を袋詰めするための作業台)の上で同カーナビを手提げ袋の中に入れ、そのまま午後7時20分に正面出入口から店外に出て行く様子、その間、キャップを被った男が休止中の前記レジに近い商品棚付近で、同レジの方を向いて立っている様子が記録されている。

## (7) 警備員Vの警察官面前の供述録取書(証拠⑦)

「私は、私服警備員であり、店内を巡回していたところ、周囲をうかがうように歩く男を見つけたため、その動きを注視していた。すると、この男は、商品棚から赤いパッケージに入った携帯用のカーナビを手にとって買物かごに入れ、会計をせずに休止中のレジの横を通り抜け、サッカー台の上で持っていた手提げ袋の中にカーナビを入れ、そのまま歩いて正面出入口から店外に出た。私は、走って店外に出て、店の駐車場で男に追いつき、『警備ですけど、お金払ってませんよね。』と声をかけた。すると、この男が逃げようとしたため、私は、男の腕とベルトをつかみ、そのまま駐車場のアスファルト上に押さえつけた。カーナビは男の手提げ袋から地面に落ちた。男はしばらく体を左右に振り動かして抵抗していたが、程なく抵抗を止めて、『金払うから。』と言った。そこで、私が男をつかんでいた両手の力を緩めたところ、この男は、体を起こしながら私の両手を振りほどき、いきなり私の正面から両手で私の腰にしがみつてきた。私が男を引き離そうとしていると、背後に誰かがいる気配がして、次の瞬間、首の後ろに強烈な痛みが走り、私はその場に倒れ込んでしまった。私が上半身を起こすと、万引きをした男がキャップを被った男と一緒に走って逃げるのが見えた。私は、その2人を指さしながら、『万引き犯だ! 捕まえてくれ!』と叫んだ。」

## (8) 診断書(証拠⑧)

警備員Vが受診した病院の医師名義の診断書であり、「頸部電撃傷により全治約2週間を要する見込みである」旨が記載されている。

## (9) 写真撮影報告書(証拠⑨)

警備員Vの首付近を撮影した写真が添付されており、後頸部やや左側に、横向きに約1.5mmの長さの赤く腫れた火傷の痕が認められる。

## (10) 目撃者Wの警察官面前の供述録取書(証拠⑩)

「ホームセンターの駐車場に車を止め、エンジン切る時、男同士が言い争う声が聞こえた。運転席に座ったまま、窓を開けて声が見た方を見ると、若い男が年配の男に正面からタックルをするようにしがみつた。すると、年配の男の背後からキャップを被った男が足早に近づき、右手に持った四角い形の物を年配の男の首の後ろに差し出した。そのとき、パチパチという音がして、青白い光が見えた。その直後、年配の男はその場に倒れ、若い男とキャップの男はすごい勢いで走って逃げていった。年配の男は、少ししてから上半身だけを起こすと、逃げた男二人を指さしながら、『万引き犯だ! 捕まえてくれ!』と叫んでいた。」

## (11) 捜査報告書(証拠⑪)

逮捕当日、Z警察署で被疑者の所持品を確認したところ、現金は全部で2万109円、その他は、スマートフォン、運転免許証(「〇山×男」「平成2年11月30日生」などと記載)等であった旨が記載されている。

## (12) 被疑者の警察官面前の弁解録取書(証拠⑫)

「私がカーナビを万引きをしたことは間違いない。」

## (13) 被疑者の警察官面前の供述録取書(証拠⑬)

「私は、高校卒業後、鳶や型枠工などとして働き、約1年前から日雇いの土木作業員をしている。結婚歴はなく、Y市内の賃貸アパートに一人暮らしで、両親は離婚し、父親とは音信不通だが、スナックを経営する母親がY市の隣町に住んでいる。私には置き引きと万引きの窃盗前科2犯があり、平成28年12月に刑務所を出所した。預貯金はなく、手持ちの約2万円が全財産である。持病等はなく、体は健康である。」

## (14) 被疑者の警察官面前の供述録取書(証拠⑭)

「私は、3週間位前にSNSで知り合った『アキラ』に誘われて、カーナビを万引きした。アキラは見張り役をしていた。盗んだカーナビはリサイクルショップで売って金にするつもりだった。支払をせずに店の外に出ると、男性の警備員に声をかけられ、地面に倒された。警備員が私を殴ろうとするので、私がお金を掴んで止めさせようとしていると、その警備員が突然倒れた。それで地面に落ちたカーナビを拾い、近くにいたアキラと一緒に走って逃げたが、私だけ捕まってしまう

た。アキラの本名や素性は知らない。」

(15) 犯罪歴照会結果報告書(証拠⑮)

X県警本部からZ警察署宛ての回答書であり、被疑者の犯罪歴につき、①「平成24年7月検挙・窃盗(万引き)・起訴猶予」、②「平成26年9月検挙・窃盗(置き引き)・懲役10月執行猶予3年」、③「平成27年3月検挙・窃盗(万引き)・

懲役1年」と記載されている。

(16) 電話通信書(証拠⑯)

被疑者の本籍地があるX県Y市役所の担当者からの回答結果が記載されており、被疑者の生年月日が平成2年11月30日であることのほか、被疑者の本籍地や住所(ただし被疑者が申し立てた住所地とは異なる)が記載されている。